

市区町村名	千葉県船橋市	担当部署	こども家庭部こども家庭支援課
		電話番号	047-436-2408
		所属メール	ko-ka-shien@city.funabashi.lg.jp

## 1 取組事例名

知る・つなぐ・支える ヤングケアラー支援 ～今の時間を大切にし、こどもたちが輝ける未来を！！～

## 2 取組期間

令和5年度～（継続中）

## 3 取組概要

本来、大人が担うべき家庭の役割を任されたこどもが、同年代の他のこどもと比較して自身がどのくらい大変なのかを自覚し、『自分はヤングケアラーで、誰かに助けてほしい』と声をあげることのできる社会が理想ではある。しかしながら、現状ではその声が社会に届いておらず、ヤングケアラーの存在は表面化していない。

また、現在の障害、介護などの福祉サービスは、主として当事者へ支援を届ける制度であり、ヤングケアラーであるこどもの負担軽減のために活用することを想定しているものではない。

私たちは、ヤングケアラーという困難な状況に直面するこどもを発見し、適切な相談窓口や行政サービスに結びつけるため、【知る】【つなぐ】【支える】の3つの点を意識した支援体制の構築に取り組んでいる。

### 【知る】

・社会全体がヤングケアラーを取り巻く状況や支援が必要なヤングケアラーの存在を知ること、また、「**ヤングケアラー本人が、自身がヤングケアラーかもしれないと気づく**」きっかけをつくることを目的として、まずは、市職員や福祉関係者、教育現場の第一線にいる教員等を対象とした講演会や研修を実施し、こどもに接する機会の多い大人への周知啓発を行っている。

### 【つなぐ】

・こども家庭支援課にヤングケアラーコーディネーターを配置し、窓口での相談やアウトリーチ、関係機関との調整を行っている。また、LINE相談を実施し、こどもたちから直接相談を受ける体制を構築している。

### 【支える】

・利用可能な福祉サービスにつながっていないヤングケアラーのいる家庭を、介護や障害、生活保護等の主たるサービスや相談窓口につなぐまでの一時的な支援として、配食サービス、ホームヘルプサービス、ファミリー・サポート・センターの利用料補助等の事業を実施し、ヤングケアラーの負担を軽減する。

## 4 背景・目的

近年、ヤングケアラーについては、報道等により社会的な問題であることが広まりつつあったが、市として実態を把握できていなかったことから、市内のこどもたちに対しアンケート調査を実施した。

### ヤングケアラーの実態を把握するため子どもの生活実態に関するアンケート調査を実施

＜実施時期＞ 令和4年5月6日から同年5月27日まで

＜調査概要＞

対 象：市立学校及び特別支援学校の小学4年生から中学3年生、市内在住の高校生相当年齢（H16.4.2～H19.4.1生まれ）のこども（49,555人）

小・中学生はGIGAスクールで配布したタブレットを用いて実施

高校生相当年齢のこどもへはアンケートのURL及び二次元コードが記載された案内を郵送

設問例：（選 択 式）家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。

- ・あなたがお世話をしている人は誰ですか。
- ・その人の状況を教えてください。
- ・あなたがその人に行っているお世話の内容を教えてください。
- ・その人のお世話を一緒にしている人はいますか。

などの質問

「ヤングケアラーについて」を読んであなた自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思えますか。

（自由記述）ヤングケアラーの手助けをしていくために必要だと思うことや、要望など自由に書いてください。

回答数：22,764件（回収率45.9%）

＜調査結果＞

・「自身がヤングケアラーだと思う」と355人（1.6%）、「世話をしている家族等がいる」と1,084人（4.8%）が回答し、ヤングケアラーの存在（潜在的なケアラー含む）が明らかになった。

・世話をしている家族がいると回答したこどもからは、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」、「自分の時間が取れない」といった訴えがあった。



**年齢や成長の度合いに見合わない責任や負担を負うヤングケアラーの存在**

**ヤングケアラーに向けた支援の必要性**

### 新たな取組を開始

こども家庭支援課にヤングケアラーコーディネーターを配置（令和5年4月～）

以後、順次事業を展開

- ・LINE相談（令和5年7月～）
- ・配食サービス、ホームヘルプサービス（令和5年9月～）
- ・ファミリー・サポート・センター利用料補助（令和6年6月～）

## 5 取組の具体的内容

### 【知る】ために

#### 講演会・研修の実施（令和5年度実績）

（目的）

ヤングケアラー支援について、多機関・多職種を交えた対応スキル向上のための事例検討や当事者からの講演により支援方法や接する上での注意点を学ぶことにより、相談支援体制を強化する。

##### ◆外部講師を招いて実施

市職員（健康福祉局・教育委員会（スクールソーシャルワーカー含む）、福祉関係者（地域包括支援センター職員・介護支援専門員・相談支援専門員等）を対象に、ヤングケアラーへの気づきおよび支援方法に関する研修（グループワーク含む）や講演会を実施。

##### ◆市職員が実施

ヤングケアラーコーディネーターが、本市及び隣接する地域にある県立高校の養護教諭を対象とした研修を集合形式にて実施。

#### ヤングケアラーコーディネーター等による関係機関との連携や訪問による事業説明

- ・家庭児童相談室等、こどもと関わりの多い庁内部署を訪問し事業説明を行い、連携を図る。
- ・スクールソーシャルワーカーと共同の研修を年1回実施し、連携を強化する。
- ・市内全児童ホームに加え、放課後ルーム、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、子ども食堂を訪問し事業説明を行ったほか、民生・児童委員が出席する会議に参加し、事業説明を実施。

#### 市内学校への周知及び聞き取り

ヤングケアラーコーディネーターが、市立小学校（55校）、市立中学校（26校）、市立特別支援学校（1校）、市立高等学校（1校）、市内県立高校（2校）を訪問し事業説明及び該当児童の有無についての聞き取りを実施したほか、生徒指導連絡協議会（中学校長・生徒指導主事が参加する会議）に定期的に参加し、情報共有を行っている。

#### ヤングケアラー相談啓発カードの配布（令和6年7月～予定）

支援が必要だと思われるこどもへ直接手渡すためのキャッシュカードサイズの相談啓発カードを、学校や関係機関等へ配布（養護教諭など話を聞いた大人からこどもへ手渡しすることを想定）

### 【つなぐ】ために

#### 相談体制の構築

##### ◆ヤングケアラーコーディネーターを3名配置（社会福祉士（常勤）、心理士及び教員OB（会計年度任用職員））

ヤングケアラーを必要な支援に繋げるため、市職員としてヤングケアラーコーディネーターを配置。ヤングケアラー本人や家族、庁内外を含めた関係機関からの相談を受け付けるとともに、必要に応じて家庭訪問を行う。また、市で実施している学習支援事業で気になるこどもがいるなどの連絡を受けた場合は、会場へ出向き面談等も行う。

## ◆LINE相談

こどもから直接相談を受ける体制とするため、電話・メール・対面に加えてLINE相談を開始した。LINE相談ではメッセージを24時間受付（対応は開庁時間中）。ヤングケアラー本人やその家族、その他民間の関係機関から、悩みや不安について相談に応じる。

## 【支える】ために

### ヤングケアラー支援事業

（目的）

アセスメントシートの活用などによりヤングケアラーと認められた場合には、家庭環境の確認や支援先の案内を行うとともに、必要に応じて適切な福祉サービスにつなげることを目的とし、下記のヤングケアラー支援事業を活用している。

**⇒各種サービスはあくまでも一時的にヤングケアラーの負担を軽減するものであり、サービスを利用しただけで家庭の問題が解決できるものではない。そのため、ヤングケアラーコーディネーターが継続して家庭に介入することで、ヤングケアラーの家族が家庭環境を見直すきっかけをつかむことができるよう努めている。**

<各事業の利用方法>

相談や面談等により、ヤングケアラーコーディネーターが必要と認めた世帯の希望に応じて利用。  
支援世帯の所得によらず、いずれも自己負担はなし。

## ◆配食サービス

一定の期間、家族人数分の食事を配送する。

### ① 食料配達型

⇒定期試験期間や受験期間等ヤングケアラーが必要とする時期に、1週間分の家族数分の食品（調理不要なレトルト食品等）を、ヤングケアラーコーディネーターが直接配達

### ② 弁当配食型

⇒家族の障害者手帳の交付や介護認定までの期間を想定し、2か月間（週1回）、家族数分の弁当を配食し家事負担の軽減を図る。

## ◆ホームヘルプサービス

家族の障害者手帳の交付や介護認定までの期間を想定し、2か月間（週1回）、食事の準備や片付け、洗濯、清掃等の家事援助を行うホームヘルパーを派遣する。

## ◆ファミリー・サポート・センターの利用料補助（令和6年6月拡充）

きょうだいの見守りや送迎等のためにファミリー・サポート・センター（子育てを援助してほしい人と子育てを援助したい人が互いに信頼関係を築きながら、地域で支え合う会員組織）を活用したときの利用料を補助する（交通費等の実費は対象外）。定期試験期間や部活動等ヤングケアラーが必要とする時期に、1回28時間（1日4時間×7日間を想定）、年間5回までの利用が可能。

## 6 特徴（独自性・新規性・工夫した点）

- ・相談からヤングケアラーと認められた家庭に対する支援までの総合的な支援体制の構築に努めていること
- ・講演会の開催や、子ども・既存窓口等への様々な方法による周知（5【知る】ためにを参照）を通して、これまで相談しようとは考えていなかった子ども自身や家庭からの相談の掘り起こしを行う。
- ・ヤングケアラーとして支援すべきケースに対しては、家庭の他、学校・福祉事業者等と密に連携をすることが重要であることから、ヤングケアラーコーディネーターが学校・事業所等を訪問し、相談しやすい環境づくりに取り組んでいる。
- ・気軽に利用できる配食サービスの導入  
⇒不在時でも対応可能な弁当配食や、ヤングケアラーコーディネーターが利用者の都合の良い日時に食品を配達する配食サービスは、支援導入や相談のきっかけとなる事業と捉え、また、サービスの効果を体感できるよう期間限定の一時的な支援としている。家庭への支援導入のハードルを下げることを重要だと考え、無料で実施。
- ・サービス利用後は、ヤングケアラーコーディネーターが面談し、事業の効果や生活の改善状況などを聞き取っている。

## 7 取組の効果・費用

### ◆相談状況（令和6年6月1日現在）

相談者	令和5年度		令和6年度		合計	
	相談件数	認定数(※)	相談件数	認定数(※)	相談件数	認定数(※)
①本人（LINE）	2	0	0	0	2	0
②対象世帯	4	2	0	0	4	2
③学校	4	0	3	0	7	0
④SSW	5	0	2	0	7	0
⑤家庭児童相談室	1	0	2	0	3	0
⑥その他庁内	15	5	3	1	18	6
⑦その他（市民）	2	0	0	0	2	0
計	33	7	10	1	43	8

(※)認定数=本人との面談を行い、アセスメントシートをもとにヤングケアラーとして認定した数

### ◆支援事業の利用状況（令和6年6月1日現在）

事業開始後、配食サービス8件（弁当配食5件・食料配達3件）

### ◆予算

事業費	令和5年度	令和6年度
当初予算額 (人件費を除く)	1,480,000円	1,495,000円
決算額	651,818円	—

※LINE相談については、別途、システム使用料あり。

## ◎ちよっとうれしかった事業の効果

### ◆受験期から浪人中の支援、他の相談窓口等との連携、大学進学へ

(支援の流れ)

- ・高校の先生から、母子・父子自立支援員へ相談（大学進学の学費や生活相談）
- ・市のひとり親家庭高校生キャリア支援事業（学習支援教室）に参加（教室での学習・進学相談）
- ・ヤングケアラーコーディネーターへの連携、面談
- ・ヤングケアラー支援の実施（配食サービス（食料配達）利用）  
⇒持病のある父のための減塩食品の提供により、食事の準備負担が軽減、勉強時間の確保につながる。
- ・大学進学へ

### ◆受験期の支援、家族の意識を変化、高校進学へ

(支援の流れ)

- ・母から受験期のこどもに家事をさせてしまっているとの相談
- ・ヤングケアラー支援の実施（配食サービス（弁当配食）利用）  
⇒父がサービス利用をきっかけに、家事をするようになりこどもの家事負担が軽減、勉強時間の確保につながる。
- ・高校進学へ

### ◆受験期の支援、他事業との連携、高校進学へ

(支援の流れ)

- ・市の中学校学習支援事業の講師より、事業利用中の受験生から家事全般を担い、負担が大きいとの話を聞き取ったとして、当課に連絡がある。
- ・家庭児童相談室と連携しながら、ヤングケアラー支援の実施（配食サービス（弁当配食）利用）  
⇒勉強時間の確保につながる。
- ・高校進学へ

## 8 取組を進めていく中での課題・問題点（苦労した点）

◆こどもから直接相談を受ける体制を構築したものの、ヤングケアラー本人からの相談件数は2件と少なくなっている。相談につながったケースは、スクールソーシャルワーカーや母子・父子自立支援員、学習支援事業の講師等、継続的にこどもと関わっている大人を介していることが多い。このため、LINE相談等、いつでも相談できるツールを整えるだけに留まらず、学校やサードプレイスとの連携の必要性を感じており、こどもの居場所の確保等も課題となっている。

◆ヤングケアラーを取り巻く状況は様々であり、どの制度や相談にも当てはめにくいといったケースもあることから、つなぎ先や支援の方向性が定まらず苦慮することがある。

◆未成年者の申請では、家庭に介入するサービスを提供することができず、申請については保護者の理解や同意を求めているが、こどもをヤングケアラーと認めない保護者や市の支援に拒否感を持つ保護者の場合、

支援の利用ができないことがある。

◆他サービスへ繋ぐまでの一時的な支援事業であり、サービスを利用したからといってヤングケアラーの負担や悩みが解消されるわけではないことから、いかに家庭環境の改善を促しケースワークを終結するか、といったことや利用可能なサービスをすべて利用している場合のさらなる支援の検討については課題。

◆市内の高校に市外から通学する生徒は、ヤングケアラーであっても市の行う支援事業の利用ができない。一市町村だけで行う支援には限界があることから、国や県による広域的な対応の必要性を感じている。

## 9 今後の予定・構想

・市内のこどもにヤングケアラーとは何かということ、また、ヤングケアラーへの支援があるということを広く周知し届けていきたい。また、今般、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義した改正子ども・若者育成支援推進法が成立したことから、今後、本市においても18歳以上のヤングケアラーへの切れ目ない支援について検討していきたい。

・ヤングケアラー相談窓口について、ヤングケアラー自身が相談したいと思える場所にしていきたい。そのために、今後当課で実施している中・高校生対象の学習支援事業の全会場（中学生11会場、高校生2会場）へ行き、中高生に対しヤングケアラー相談窓口の周知を図る予定である。

・ヤングケアラー本人や家族から相談の希望があったときは、ヤングケアラーコーディネーターが相談者の身近な場所や都合のよい時間で応じられるよう、積極的にアウトリーチを行っていきたい。

・主たる支援窓口につなぐことができない場合には、ヤングケアラーコーディネーターが継続したケースワークを実施するとともに、家庭環境の改善を促す方策については引き続き探求していきたい。

・ヤングケアラーに対しては、支援を導入し勉強や部活の時間を確保することで、こどもらしい生活の大切さを伝えるとともに、家事や家族の世話をする時間もどちらも大切に価値があるということを発信していきたい。

## 10 他団体へのアドバイス

昨今話題になっている「ヤングケアラー」であるが、言葉だけが独り歩きしてしまい、「ヤングケアラー＝かわいそうな子ども」と誤解している人も少なくない。

そもそも「こどもが家の手伝いをすることや家族を支えることは素晴らしい」ことだが、その手伝いが過度になり、学業不振や健康状態の悪化につながる前に、悩んだ際の支援窓口があること、大人に頼ってよいということを社会全体で伝えていきたい。

特定の市だけがこうした支援に取り組んでいても、前述したように、高校には他市町村に住んでいる生徒も通学しており同じ状況であっても支援できないということが生じるため、高校への周知が思うように進んでいない状況もある。

こうしたことから、ヤングケアラーへの支援を、ぜひ広域的な取り組みとして広げたいと考えている。

**☆ヤングケアラーがどこにいても、等しく支援が届くようにすべての市町村で積**

**極的に取り組んでいきましょう！**

☆すべての子どもたちが、自分自身の未来を輝くものにするため今の時間を大切に  
にして過ごせるよう全国の自治体で取り組みましょう！！

## 1 1 取組について記載したホームページ

<令和4年度 子どもの生活実態に関するアンケート調査結果>

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/keikaku/007/p108638.html>

<船橋市こども家庭支援課 ヤングケアラー支援事業>

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/support/002/p117087.html>

<LINE相談受付>

以下のコードをスマートフォンで読み取り「船橋市ヤングケアラー相談」を友だち追加することで相談可能

